

熊本県公報

号外 第 10 号
平成 16 年 3 月 18 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目次

告示

- 熊本県知事選挙の選挙期日……………(選挙管理委員会) 1
- 熊本県知事選挙における投票用紙の様式……………(") 1
- 熊本県知事選挙における政見放送日時にくじの場所及び日時……………(") 2
- 熊本県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票を記載する場所に掲示する候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの場所及び日時……………(") 2
- 熊本県知事選挙における選挙公報の掲載順序にくじの場所及び日時……………(") 2
- 熊本県知事選挙における実費弁償、報酬の最高額……………(") 2
- 熊本県知事選挙における選挙会の場所及び日時……………(") 3
- 熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙を行うべき事由の告示……………(") 3

告示

熊本県選挙管理委員会告示第 15 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項の規定により、任期満了による熊本県知事選挙の期日を次のとおり定める。

平成 16 年 3 月 18 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本卓治

- 1 選挙期日 平成 16 年 4 月 4 日

熊本県選挙管理委員会告示第 16 号

平成 16 年 4 月 4 日執行の熊本県知事選挙の投票用紙の様式は、公職選挙法第 46 条の 2 の規定による記号式投票に用いるものについては、知事選挙における記号式投票に関する規程（昭和 39 年熊本県選挙管理委員会告示第 29 号）第 2 条の規定にかかわらず、別表第 1 の、また同法第 47 条、第 48 条の 2 及び第 49 条の投票に用いるものについては、別表第 2 のとおりとする。

平成 16 年 3 月 18 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本卓治

別表第 1

○を つける 欄	候補者氏 名	<p>平成十六年執行 熊本県知事選挙投票 員会之印</p>	<p>注 意</p> <p>一 投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○をつけること。</p> <p>二 ○のほかは、何も書かないこと。</p>
----------------	-----------	---------------------------------------	--

備考

- 1 候補者の氏名には、ふりがなを付する。候補者が 2 人以上ある場合は、候補者氏名の欄の欄下に所属する政党その他の政治団体（党派）名、職業、住所等届出書の記載事項中同一氏名の候補者を区別するに足りる事項を記載した欄を設けるものとする。
- 2 紙の色は、黄色とし、文字の色は、黒色とする。
- 3 熊本県選挙管理委員会之印は刷り込みとする。

別表第 2

平成十六年執行 熊本県知事選挙投票 熊本県選挙管理委員会之印	こうほしやしめい 候補者氏名	一 候補者 ^注 の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

- 備考
- 規格は、縦9センチメートル、横13センチメートルとする。
 - 紙の色は、黄色とし、文字は、黒色とする。
 - 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第 17 号

平成16年4月4日執行の熊本県知事選挙の政見放送の放送日時を定める場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成16年3月18日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本卓治

- 場所 熊本県選挙管理委員会室
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館3階
- 日時 平成16年3月18日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第 18 号

平成16年4月4日執行の熊本県知事選挙において市町村の選挙管理委員会の管理する期日前投票所及び不在者投票記載所における氏名等掲示の順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成16年3月18日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本卓治

- 場所 熊本県選挙管理委員会室
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館3階
- 日時 平成16年3月18日 午後6時30分

熊本県選挙管理委員会告示第 19 号

平成16年4月4日執行の熊本県知事選挙の選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成16年3月18日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本卓治

- 場所 熊本県選挙管理委員会室
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館3階
- 日時 平成16年3月19日 午後5時30分

熊本県選挙管理委員会告示第 20 号

平成16年4月4日執行の熊本県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、次のとおり定める。

平成16年3月18日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本卓治

- 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

- ロ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ハ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- ニ 宿泊料 （食料 2 食分を含む。） 1 夜につき 12,000 円
- ホ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- ヘ 茶菓料 1 日につき 500 円
- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000 円以内
 - ロ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第 1 号イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1 夜につき 10,000 円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1 人 1 日につき 10,000 円以内
 - ロ 専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内

熊本県選挙管理委員会告示第 21 号

平成 16 年 4 月 4 日執行の熊本県知事選挙の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。
平成 16 年 3 月 18 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

- 1 場 所 熊本県庁新館 2 階多目的 AV 会議室（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）
- 2 日 時 平成 16 年 4 月 8 日 午前 9 時

熊本県選挙管理委員会告示第 22 号

平成 16 年 4 月 4 日執行の熊本県知事選挙の期日が告示されたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 3 項第 3 号の規定により、熊本県議会議員菊池郡選挙区について、補欠選挙を行うべき事由が生じたから、同法第 199 条の 5 第 4 項第 6 号の規定に基づき告示する。

平成 16 年 3 月 18 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

